

No.	関係法令	質 問	回 答
1	共通	届出書は、会社の工場長や支店長を届出者として提出できますか。	届出者は、届出会社の代表者（代表取締役等）です。 なお、やむを得ない理由・事情等により、代表者を届出者とするのが困難な場合には、個別にご相談をお願いします。
2	共通	届出書は、届出法人の代表者が直接持参して提出する必要がありますか。	届出会社に所属する役員・従業員も提出できます。 また、届出書は、当センターへの持参のほか、郵送や電子メールによる提出も可能です。 【提出先】 ○郵 送：〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田22 ○メール：kankyokanshi-c@city.iwaki.lg.jp
3	共通	届出書は、他社が代理で作成・提出してもよいですか。	行政書士法に基づき、行政書士または行政書士法人以外が届出書の作成・提出を代理することはできませんので、他社が代理することはできません。 届出法人が当センターへ持参・提出することが困難な場合は、郵送や電子メールによる提出を検討してください。 【提出先】 ○郵 送：〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田22 ○メール：kankyokanshi-c@city.iwaki.lg.jp
4	共通	届出書を持参して提出する場合、何部提出する必要がありますか。	正本1部と副本（写し）1部の計2部の提出が必要です。 なお、受付の際、副本については、届出者保管用として返却しております。

No.	関係法令	質 問	回 答
5	共通	届出書は、事前連絡して提出する必要がありますか。	事前連絡は必要ありませんが、届出内容等によっては、受付にお時間をいただく場合がありますので、できる限り、担当者と日程調整のうえでの来所をお願いします。 【連絡先】 ○電 話：0246-54-1585 ○メール：kankyokanshi-c@city.iwaki.lg.jp
6	大気汚染防止法	ばい煙発生施設であるボイラーの設置工事を、施工業者が発注者（施設使用者）から請負う場合、設置届出書の届出者は誰ですか。	届出者は、発注者（施設使用者）※となります。 ※大気中へのばい煙の排出者
7	大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業の届出対象工事を、施工業者（元請業者）が発注者から請負い、届出対象のアスベスト作業は下請業者が行う場合、作業実施届出書の届出者は誰ですか。	届出者は、発注者となります。
8	大気汚染防止法	ばい煙発生施設であるボイラーが壊れたため、同規模のボイラーに急いで更新したいです。届出書の提出後、すぐに設置（着工）してよいですか。	大気汚染防止法に基づき、届出書の受理日から60日経過後でなければ設置（着工）できません。 ただし、当センターからの審査完了の連絡以降は、設置（着工）することができます。
9	大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届出書は、作業開始日の14日前までに提出する必要がありますが、例えば、4月1日に届出書を提出した場合、4月14日に届出対象作業に着手できますか。	審査期間の14日間に受理日及び着手日は含まれませんので、ご質問のケースでは、作業着手が可能なのは4月16日以降です。
10	水質汚濁防止法	特定施設である廃ガス洗浄施設の設置工事を、施工業者が発注者（施設使用者）から請負いますが、加えて、洗浄施設からの汚水処理及び河川放流はさらに別会社が行う場合、設置届出書の届出者は誰ですか。	届出者は、河川放流を行う会社※となります。 ※公共用水域への水の排出者

No.	関係法令	質 問	回 答
11	水質汚濁防止法	特定施設である入浴施設（旅館業）の設置にあたり、届出書の提出を失念していました。届出書の提出後、すぐに設置（着工）してよいですか。	水質汚濁防止法に基づき、届出書の受理日から60日経過後でなければ設置（着工）できません。 ただし、当センターからの審査完了の連絡以降は、設置（着工）することができます。
12	騒音規制法・振動規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例	特定施設設置届出書（騒音指定施設設置届出書）は、設置工事開始日の30日前までに提出する必要がありますが、例えば、4月1日に届出書を提出した場合、4月30日に設置（着工）できますか。	審査期間の30日間に受理日及び着工日は含まれませんので、ご質問のケースでは、設置（着工）が可能なのは、5月2日以降です。
13	騒音規制法・振動規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例	特定建設作業（騒音指定建設作業）の届出対象工事を、施工業者（元請業者）が発注者から請負う場合、作業実施届出書の届出者は誰ですか。	届出者は、施工業者（元請業者）です。

No.	関係法令	質 問	回 答
14	騒音規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例	同一の工事で騒音規制法の「さく岩機を使用する作業」と「空気圧縮機を使用する作業」を行う場合、届出書はそれぞれ必要ですか。	特定建設作業（騒音指定建設作業）の種類ごとに提出が必要ですので、届出書は作業ごとに、それぞれ作成・提出してください。
15	騒音規制法・振動規制法	同一の工事で騒音規制法の「さく岩機を使用する作業」と振動規制法の「ブレーカーを使用する作業」は、届出書はそれぞれ必要ですか。	法令ごとに提出が必要ですので、届出書は法令ごとに、それぞれ作成・提出してください。
16	騒音規制法・振動規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例	騒音特定施設設置の届出を検討していますが、届出書の作成にあたり、騒音計や振動計の貸出しは行っていますか。	騒音計など測定機器の貸出しは行っておりません。
17	騒音規制法・振動規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例	騒音・振動の規制基準や規制地域の確認にあたり、都市計画法の用途地域はどのように確認したらよいですか。	用途地域は、いわき市都市計画課の窓口のほか、「いわきiマップ」で確認することができます。 【いわきiマップのリンク】 https://www.sonicweb-asp.jp/iwaki/map?theme=th_30#pos=140.88647810906693%2C37.05151930273259&scale=3750